

JPAo001 株を利用して生産されたリパーゼに係る食品健康影響評価について

1. 経緯

「JPAo001 株を利用して生産されたリパーゼ」については、平成 28 年 9 月 29 日付けで遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請を受理したことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼添加物の概要

本申請品目は、リパーゼの生産性を向上させるため、*Aspergillus oryzae* IFO4177 株を宿主とし、*Thermomyces lanuginosus* CBS 586.94 株及び *Fusarium oxysporum* DSM2672 株由来の遺伝子を基に作成したリパーゼ遺伝子の導入等を行って得られた JPAo001 株を利用して生産されたリパーゼである。なお、JPAo001 株は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有さない。

3. 利用目的及び利用方法

本申請品目は、従来のリパーゼとしての利用の他、ホスホリパーゼの活性を利用して油脂の精製工程等においても利用される。